

総務常任委員会
予算常任委員会総務分科会

(令和4年6月20日)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、総務常任委員会を開会いたしますので、事務局はインターネット中継の開始をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、傍聴なしといたしますので、念のため連絡をいたします。また、インターネット中継で委員会を視聴していただいている方にも聞き取りやすいよう、マイクに近づいてのご発言をいただきますよう、ご協力をお願いいたします。

審査順序につきましては、まず、予算常任委員会総務分科会として政策推進部、財政経営部の予算議案の審査を行い、その後、総務常任委員会に切り替えて、一般議案、報告事項、その他事項の順に進行していきたいと思っております。

なお、森委員におかれましては、予算常任委員会に所属されておられませんので、一般議案の審査からお入りいただきますことを念のために申し上げます。

本年度は常任委員会委員任期の2年目であり、委員の皆様のご承知のとおり、昨年度二つのテーマは委員会としては一旦終結しております。令和4年度の共通の調査のテーマを設定するかどうか、また、設定する場合はそのテーマについてその他事項でご論議をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、今回の総務常任委員会の中で所管事務調査を行うかどうかを確認したいと思いますが、ご提案はございますでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお声をいただきましたが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

では、今回の委員会中に所管事務調査を行わないことといたします。

それでは、ただいまより議案の審査に入ります。

これより政策推進部所管の議案の審査を行います。

まず、部長よりご挨拶をお願いいたします。

○ 荒木政策推進部長

皆様、改めましておはようございます。政策推進部の荒木でございます。

私ども、予算案件と報告事項ということで本日お世話になりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

議案第3号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費中広報マーケティング課所管部分

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、予算常任委員会総務分科会として、議案第3号令和4年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中広報マーケティング課所管部分について審査を行います。

それでは、資料の説明をお願いいたします。

○ 秦政策推進部参事兼広報マーケティング課長

広報マーケティング課、課長の秦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料は画面左上のホームをクリックしていただいて、今日の会議から総務常任委員会、分科会をお開きください。その中の001政策推進部資料でございます。よろしいでしょうか。

それでは、説明を始めさせていただきます。

まず、13分の2ページの目次をご覧ください。

私のほうからご説明します資料は、①の予算常任委員会資料再掲分、5ページから6ページ及び7ページに掲載の企業版ふるさと納税に関してでありますけれども、全体の議案聴取会におきまして、森川議員のほうから、ふるさと応援寄附金事業に関する資料について追加で請求いただいたものがございますので、これらを9ページから11ページに掲載しております。したがって、案件の説明の都合上、まず、ふるさと応援寄附金事業について、5ページから6ページ及び9ページから11ページを通してご説明をさせていただいた後に、最後に7ページに戻って、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）についてご説明をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、5ページをお願いいたします。

ふるさと応援寄附金事業（シティプロモーション推進事業費）、資料は補正予算参考資料の再掲となります。

本件は、ふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税について、寄附の受入れ窓口となるポータルサイトを増やすことで、本市のふるさと納税による寄附受入額の拡大を図りたいとするものでございまして、その関連経費の増額補正をお願いするものでございます。

まず、本市におけるふるさと納税の背景についてご説明をいたします。

資料には、寄附金の受入れ状況と、一方で、市民が他の自治体へふるさと納税をしたことに伴います個人市民税の税額控除について、また、これらの収支差について直近3か年の推移をお示ししております。

ご覧のように、入りと出の収支差が年々拡大傾向にございまして、貴重な財源が市外へ流出している状況でございます。この状況を少しでも改善するため、今回ふるさと納税の受入れ窓口となるポータルサイトを増設することにより、ふるさと納税を通じまして、本市の地場産品をはじめとした本市ならではの魅力を従来よりも広く周知するとともに、寄附の受入れの拡大を図ることを事業の目的とするものでございます。

事業内容の具体について3番のところでご説明します。

現在、本市で利用しているポータルサイトはふるさとチョイスで、平成28年度から利用を開始しております。このたび、新たなポータルサイト、楽天ふるさと納税を追加したいと考えております。

このことにより必要となる経費が今回補正でお願いするものですが、まず（1）感謝の

気持ち、すなわち寄附に対する返礼品の調達経費でございます。返礼品の調達経費は、地方税法上、寄附額の3割までが上限とされております。ここで、積算の根拠となる寄附見込額を3500万円としておりますが、寄附見込額の積算根拠につきましては、歳入に係る補正になるため、この後の財政経営部のほうからご説明をさせていただくこととしております。というわけございまして、寄附額を3500万円と見込み、その上限30%である1050万円を返礼品の調達経費として計上しております。

続きまして、(2)、資料は6ページになりますけれども、もう一つの経費が増設するポータルサイトの運用経費などがございます。この経費はポータルサイトを通じて寄附を受け入れた際の手数料、いわゆるシステムの利用料、それと広告掲載に係る経費に充当するものでございます。楽天ふるさと納税のシステム利用料は寄附額の9%となっております。よって、寄附見込額とした3500万円に9%を掛けた経費、そして増設ポータルサイトに掲載する広告料100万円を加え、税込み456万5000円をポータルサイト運用経費として計上いたしました。

次に、数あるポータルサイトの中で増設するポータルサイトとしてなぜ楽天ふるさと納税を選択するのかということについてご説明をします。

理由は三つございます。一つ目は楽天ふるさと納税が1000自治体を超える登録がある大手ポータルサイトの一つであるということ、二つ目は、大手ポータルサイトの中でも高い認知度を有し、楽天市場などを利用する、いわゆる楽天経済圏のユーザーの取り込みを期待できること、それから三つ目といたしまして、市の内部事務の面でも既存の歳入管理システムとの連携が容易であるため、ポータルサイトの増設に係る事務負担が少ないこと、これらが楽天ふるさと納税を選択する理由でございます。

なお、資料には楽天ふるさと納税ポータルサイトの画面をイメージとして掲載しております。

このポータルサイト、楽天ふるさと納税の増設によりまして、令和4年度当初寄附受入れ見込額としていた6700万円の約1.5倍程度の歳入額の事業効果を見込んでおります。

以上、本件に係る補正予算額は1506万5000円で、全て一般財源でございます。

ちょっと資料を飛ばさせていただきまして、9ページをお願いしたいと思います。

先ほど申し上げましたように、議案聴取会の中で森川議員のほうからふるさと応援寄附金に関して四つの資料請求をいただいております。そのうちの四つ目は、歳入が1.5倍となる積算根拠ということでございましたので、この点については、歳入に係るということ

で、この後の財政経営部の審査のところでご説明をさせていただくこととしております。

その他三つの資料請求について、追加資料に基づき説明をいたします。

9ページでございますが、まず、ふるさと応援寄附金の流れを示しますと、1番に記載の図のとおりとなります。この図の中には、納税寄附者、それから本市、返礼品事業者の3者が存在しておりますけれども、これら3者の間に図で示しますようにふるさとチョイスや楽天ふるさと納税などポータルサイトや市の内部管理システムが介在する、こういう流れとなっております。

2番からがご請求いただいた関係の資料になります。

まず、ふるさと応援寄附金関連の経費がこれまで総額で幾らかかっているのかというご質問をいただきました。それに対する資料でございます。

平成27年度から今回の補正予算を計上させていただく令和4年度までの期間における関連経費の推移を表にしてお示ししております。なお、右側の表についてですけれども、各年度の寄附受入額、個人市民税の税額控除額及びその収支差をご参考までに並べてお示ししております。平成30年度以降は冒頭資料の再掲となります。

10ページをお願いいたします。

ここでは、参考までにふるさと納税に係る税控除の仕組みということで、寄附した金額の2000円を超える金額が税額控除の対象になり、所得税及び住民税から控除が受けられるということを図で示したものでございます。

二つ目の資料請求に対するものとして、本市がふるさと納税対策本部を設置し、非常事態宣言を行った以降の各年度の取組について時系列で示すようにというご質問でございました。

3番の表で、平成29年度から、次のページにわたりますが、令和3年度に実施した各取組について時系列で取りまとめております。

本市は、平成27年度の寄附額に対し、個人市民税の税額控除額が約1億3000万円上回ったということを重く受け止めまして、平成29年4月10日にふるさと納税対策本部を設置いたしまして、翌4月11日に非常事態宣言を行っております。その後、対策本部の下、全庁的な取組を行う中で、少しでも本市の魅力を体験してもらうような滞在型の返礼メニューなどを職員提案により募集をいたしまして、13件を決定し、うち4件を平成29年度中に実施しております。以降、年度を重ねるたびに返礼品のリニューアル及び広告PR活動に精力的に取り組ましまして、令和3年度には返礼品の合計点数は395品まで拡充をしてきたと

ころでございます。

資料11ページをお願いいたします。

最後に、三つ目の資料請求ということで、ふるさと納税返礼品の返礼品費の割合についてでございます。

改正地方税法では、返礼品の調達に要する費用の額は寄附額の30%以内とするものと規定をされております。本市の返礼品全395品については、寄附額に対する返礼品の割合は、返礼品により異なりますけれども、25%から30%でありまして、個々の返礼品においての30%以下というルールは遵守されております。平均割合を取ったとしても29.41%ということでございます。ただし、滞在型メニューのうち、市が直営によりサービスを提供するもの、資料に書いてあるような事例のものについては、人件費などを除く直接的な経費はゼロ円でございます。

ふるさと応援寄附金事業に係る資料についての説明は以上となります。

恐れ入りますが、7ページに戻っていただけますでしょうか。

今回の補正予算とは直接関係はございませんけれども、参考ということで、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業、いわゆる企業版のふるさと納税についてご説明をいたします。

企業版ふるさと納税とは、地域再生法に基づきまして、内閣総理大臣が認定した自治体の地域再生計画事業に対し法人が寄附を行った場合に、法人関係税から最大で9割に相当する額が軽減される制度でございます。

制度の概要については、その制度のポイントというふうに枠囲みしたところの図で示したとおりでございます。

本市におきましても、企業側から問合せなどを受けておりまして、本制度が活用できるよう、国へ地域再生計画の認定申請を行いまして、企業からの寄附の受入れ体制を構築してまいります。

次に、2番のところの地域再生計画についてご説明します。

令和2年10月に税制改正がございまして、個別の事業ごとの認定から包括的な認定に変更され、自治体の申請が行いやすくなりました。具体的には、地方版総合戦略の抜粋、転記による地域再生計画の申請認定が可能となったものでございます。本市といたしましては、総合計画を基本に策定した第2期四日市市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき地域再生計画を作成しまして、国へ認定申請を行い、企業版ふるさと納税の寄附を受け入

れる準備を進めているところです。

一連のスケジュールは資料に示したとおりでございます。これによれば、7月上旬に地域再生計画の認定承認を見込みまして、その後に企業からの寄附の受入れが可能になるものでございます。

本市は、このように個人からのふるさと納税に併せ、企業版ふるさと納税の取組により一層の歳入の確保に努めてまいりたいと考えております。

資料の説明は以上です。よろしく願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がありましたら挙手にてご発言願います。

○ 樋口龍馬委員

決算の折にいろいろと指摘をさせていただいて対応いただいた部分かなということで、努力に関してはまず評価をしていきたいなというふうに考えております。

ちょっと仕組みを教えてくださいんですけども、取りまとめ事業者とポータルサイトの関連性というのを以前説明いただいたと思うんですが、その点をもう少し分かりやすくご説明いただけますか。

○ 秦政策推進部参事兼広報マーケティング課長

広報マーケティング課、秦でございます。

9ページのふるさと応援寄附金の流れをもう一度ご覧いただきたいと思いますが、納税寄附者はポータルサイトを通じて申し込みますが、その申込みがありますと、うちの内部事務を通じて返礼品事業者、返礼品事業者というところがまさに委員のおっしゃる取りまとめ業者が位置するところになります。地場産品に係るものについては、ここがじばさんになり、地場産品以外のものについてはグローバル三重株式会社という会社に平成28年度からお世話になっている格好になります。

したがいまして、ここを介して各返礼品事業者おのおのにオーダーが行きまして、手配をされるということでございます。言うならば、数ある返礼品事業者をじばさんさんとグ

ローカル三重さんでワンストップで取りまとめていただいていると、こういう流れや仕組みになっております。

○ 樋口龍馬委員

これって協定を結んでいるというふうに市のホームページとかでは確認ができるんですが、私がどういう契約なのかよく分かっていないんです。一般公募があって応募があったという話なのか、その辺の経緯も少し触れていただくと。

○ 秦政策推進部参事兼広報マーケティング課長

広報マーケティング課、秦でございます。

まず、協定を両者とも結んでおります。協定内容につきましては、まず、どういう品目をどういう寄附額に対してどういう単価といいますか返礼品の価格で取り扱うかと、こういうことが協定の中に全部つぶさにまとまっております。

それと、こういったポータルサイトへの商品の掲載とかメンテナンス、こういったものを行うようなこと、こういったことが協定の中に規定をされておまして、円滑なふるさと納税の運営に寄与していただいていると、こういう関係性でございます。

○ 樋口龍馬委員

取りまとめ事業者にはどういうタイミングでどんなお金が市から動いているんですか。

○ 秦政策推進部参事兼広報マーケティング課長

広報マーケティング課、秦でございます。

寄附納税者からいわゆる納税があって——これを一つのオーダーと称しますと——ポータルサイトとうちのシステムを通じて返礼品事業者にデータが行きます。そうすると、返礼品のオーダーをかけるその際に、個々の返礼品事業者から取りまとめ業者に対して、一定の手数料をオンして納品される。すると、ここからもう発送の手続で、各ふるさと納税の寄附者に配送業者を介してお届けされると、こういう流れになります。

○ 樋口龍馬委員

完全に出来高になっていて、固定費はかからないということですか。協定先との固定費、

固定的に今年運用していただくに当たってこれだけのものは最低保障されていますよとかではなくて、ふるさと納税が発生するその件数に応じて出てくるのか。

○ 秦政策推進部参事兼広報マーケティング課長

そのとおりでございます。

○ 樋口龍馬委員

その中で、ようやく今回の議案に関する質問になっていくんですが、今回は1社増やしていただくと。増やしていくときに、取りまとめ事業者さんの対応が困難であるため、ポータルサイトの件数を増やせないんだという説明が以前の報告の中で、議論の中であったわけですがけれども、今回楽天さんにお支払いをしていく100万円の広告掲載費に関しては市が負担をするわけですよ。増やせないって言ったときの前回の事情が取りまとめ事業者の都合であると、ここがちょっと私はよく分かっていなくて、その辺りを少し説明いただけますか。

○ 秦政策推進部参事兼広報マーケティング課長

広報マーケティング課、秦でございます。

確かに、以前からふるさと納税を拡大するためにはポータルサイトを増やすことが一番有効な手だてということは分かっておりまして、委員からも昨年度ご指摘いただきましたけれども、可能な限りポータルサイトを増やして、露出を上げてはどうだと、こういうご提案がありました。そのつもりでは進めておりましたが、やはり一気にポータルサイトを広げることで返礼品が拡大しますと、取りまとめという中間事業者のところに相当の負担も強いてしまうのではないかと、そういったところの懸念もありまして、どういったポータルサイトをどのように活用するかによってできるだけスムーズな業務拡大への移行をということを考えて、今回、楽天ふるさと納税のメリットを最大限に生かすということで、今の中間事業者との調整もしてまいりましたけれども、対応が可能だということで、拡大路線と一緒に乗っかっていただいて、中間事業者さんと一緒に取組を進めてまいりたいと、こういうふうなことを考えております。

○ 樋口龍馬委員

ここからは意見に切り替えまして、これからもぜひ増やしていただきたいという点と、先ほどの話でいうと、取りまとめ事業者は、納税が起これなければ、返礼品が発生しなければ手数料も入ってこないという状況の中で、その取りまとめが大変だから増やせないというのは、ちょっと私にとっては理解が難しいところでもありますので、前回は厳しい言葉で言いましたが、ご対応いただけないんだったら、取りまとめ事業者を増やすなり替えるなりということを考えていかないと。

我々は、もう早川新平委員なんかずっとこの一般質問をされてきましたよね。もっと体験型のコンテンツを増やすべきだということから始まって、そもそも国にこんな制度はなくしていくということを書いていくべきじゃないかということまで含めて質問されているのを私もずっと聞いていましたし、同じ思いでおりました。

とは言いつつも、国の制度なので何もしないのでは進んでいかないので、少しでも四日市に寄附が集まるようにしていくべきではないかという切り口で今回、話をさせていただいておるわけですが、それに当たって、やっぱり中間の事業者の手が間に合わんもんで遠慮をするというのは、この制度を運用していく上で適切な行政判断というふうにはちょっと言えないのかなと。そこはさらに引き締めていただいて、考えを改める部分は改めて、より多くの国民の皆さんに四日市市に寄附を寄せていただくように努力をしていただきたいということを強くお願いをして終わります。

○ 早川新平委員

今、樋口委員がおっしゃったように、ふるさとチョイスと物すごく私は癒着をしておるんじゃないかと思うくらいのことがあったので、それを今、樋口委員が質問していただいて、ある程度、ある業者の方が担当課へ行って、私は今年2月に行ってお話をさせてもらって、非常にいい返礼品やなと思っていたんやけど、いや、ふるさとチョイスがという話ばかりやったんですよ。だから、四日市市役所がポータルサイトであるふるさとチョイスに遠慮しておるような感じがして、そこが納得してくれないからって、そんな主従関係が全く逆やろうなと。

実際これだけ毎年1億円ずつぐらい四日市市は赤字が増えていって、まだ5億円、6億円やけど、例えば、世田谷区や、あるいは名古屋市のよう40億円、100億円って赤字になったときに、四日市市の財政なんかやったらもつわけないので、もうちょっと真剣に考えてもらって、返礼品をやっぱり充実させて、四日市市へ寄附をしていただくというアピ

ールをすべきやと。

ほとんど実際、ここから先はもうふるさと応援寄附金の是非を言う気はないけれども、地方自治体が残っていくためには返礼品競争になっているわけや、現実には、カタログショッピングやと私は思っておるんやけれども。であるならば、今、樋口委員が指摘していたように、国の施策で変更できないのであれば、四日市市もそこに乗っかっていく。ある意味、大阪のある自治体は国とも訴訟するぐらいの実際の実験の真剣味を物すごく感じたのよ、今年の2月に。ええ返礼品やな、そこへ入りたい、こういう四日市市の返礼品は入ることができないかと、いや、ふるさとチョイスさんがって、二言目にはそれなので、ふるさとチョイスにどれだけ遠慮しておるんやと。私やったら、自腹が何億円も年間赤字になっていくんやったら真剣に考えなあかんやろうなって、そこの真剣さ、それを今、樋口龍馬委員は指摘をされたんやと思うんやわ。だから、こっちがふるさとチョイスに遠慮する必要はなしに、四日市市がそこを指定しているんやったら、返礼品を充実させることにもっと特化して考えないかんやろうなというのはすごく痛感したんやわ。

だから、そのふるさとチョイスの取り分がないからとか、あのときには僕らも閉口したわ。だから、市民も、あるいは業者さんも、私が聞いてもいい提案やなと思って、担当課でお話を2回させてもろうて、そうしたら、ふるさとチョイスさんの取り分がありませんからって、そんなばかなことは俺はないと思ったから、だから、今関連でさせてもらったんやけど、これはもう意見としか言いようがないけれども、まだ1桁の億の赤字ということで、本当にぐずっておる程度、これがもし10億円、20億円になっていったときに、四日市市の財政はこれから厳しくなっていくから、真剣に考えてもらわんといけない。返礼品を充実させるのはいい、ポータルサイトを増やすのも当然のことなんやけれども、何で今までふるさとチョイス1社で、そこをということに物すごく固執があつたんでね、その関係だけちょっと聞かせてもらって終わりにします。

○ 秦政策推進部参事兼広報マーケティング課長

広報マーケティング課、秦でございます。

非常に厳しいご意見を賜りましたが、少なくともふるさとチョイスに何か付度をしたとかそういうことはございません。

ただ、ふるさとチョイス自体が一番の老舗のポータルサイトであることは間違いなくて、全国自治体の掲載数が最も多いのがふるさとチョイスでありました。ただ、こうやって返

礼品競争が激化してまいりますと、どこの自治体も次の手だてを打とうということになって、大体2番手に採用を考えるのが楽天ふるさと納税でございます。いろいろ紆余曲折があって、腰が重たい部分ということを強くご指摘いただいたところは反省すべきところがございますが、ようやく四日市市も2番手の楽天ふるさと納税に1回かけてみて、効率よく効果的に少しでも寄附の拡大を図っていきたい、こういうふうに考えております。

一番、ポータルサイトを増やすときに、私どもが注意をしたのは、せっかく増やすのであれば結果が伴わないと駄目ということで、できるだけふるさとチョイスで納税をされる、寄附をされるユーザーと、楽天ふるさと納税で寄附をされるユーザーが食い合わないように、できるだけというところで、楽天ふるさと納税が適切だと判断をして、その効果を狙って今回増設するポータルサイトとして候補を上げたものでございます。

それと、中間事業者の今後の扱いにつきましては、今までふるさと納税が制度として十分に確立していかなかったことで、方々の自治体でいろんなことが起きましたけれども、そういう経験を経るに従って、国も制度をどんどん明確化してまいりました。

したがって、当時、制度が未成熟な場合は、例えばグローバル三重株式会社さんなんかは本来地場産品でないものをふるさと納税に対して適切な返礼品になるかどうかという審査をしていただいております、そこで寄与していただいていたというところがあります。ただし、本年度の協定からは、もう審査の機能はなくしております。代わりに中間事業者は何を期待するかというと、先ほど委員からもご提案がありましたように、たくさんのポテンシャルのある魅力ある事業者さんが四日市市内にはございますので、そういったところの市とのマッチングで、情報をできるだけ入れていただいて、少しでも四日市の魅力ある商品の拡充と一緒に伴走して走っていただくと、こういう役割を中間事業者さんにはお願いをしておりますので、やはり時間の流れとともに役割と体制が変わってきておりますが、より全部拡充に向けて一丸となって取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

早川委員、よろしいでしょうか。

他に。

○ 山口智也委員

よろしく申し上げます。

私はほかの方よりも知識があまりないので、基本的な質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

先ほどから、要望としては、まず確認なんですけれども、中間事業者さんとか出ていますけれども、資料には返礼品事業者というのがあって、取りまとめ事業者という言葉も出ましたし、中間事業者というのも、同じものだと考えてよろしいのでしょうか。

○ 秦政策推進部参事兼広報マーケティング課長

広報マーケティング課の秦でございます。

非常に紛らわしくて申し訳ありません。9ページにある返礼品事業者というのは、これは中間事業者も含んで、返礼品を提供する役割のところを表現しております。全て私の言葉ではイコールと考えていただいて結構です。

○ 山口智也委員

分かりました。

先ほどご説明の中で、楽天ふるさと納税と今までのふるさとチョイスとお客さんがかぶらないようにというご説明がありましたけれども、そんなに大事な部分なのかなと思うんですが、その理由というか、なぜそこがお客さんがすみ分けられているのかという判断した理由は何でしょうか。

○ 秦政策推進部参事兼広報マーケティング課長

広報マーケティング課、秦でございます。

先ほど申し上げましたように、ふるさとチョイスは最も老舗ですので一番ふるさと納税をされる方にとってはなじみやすいポータルサイト、楽天のほうに関しては、いわゆるネットショッピング的に利用される方が多くて、冒頭説明でもさせていただきましたが、楽天ふるさと納税はネットショッピングに慣れた方のユーザーが多くて——ちょっとこれを言うと語弊があるかもしれないけれども——比較的商品単価が安いものが動く傾向がございます。こういうところで、ふるさとチョイスのユーザーと楽天ふるさと納税がかぶる要素が少ない、しかも知名度があって大手ポータルサイトで波及効果も大きい、この辺のメリットを整理した結果、今回楽天ふるさと納税を候補として採用することにいたしました。

○ 山口智也委員

ありがとうございます。

楽天のホームページも見せていただきましたけど、先ほど早川委員がネットショッピングっておっしゃいましたけれども、本当にそれに近いなというか、買物の部分の要素が非常に大きいかなというふうな気がしたんですけれども、とにかくふるさとチョイスにしてもそうなんですけれども、どういった価格帯が一番ニーズが高いのかとか、どういったジャンルの人気があるのかというところのニーズ把握というのは、ポータルサイトとか返礼品事業者にいろいろ聞き取りながら進めているという、そういった理解でよろしいのでしょうか。

○ 秦政策推進部参事兼広報マーケティング課長

広報マーケティング課、秦でございます。

まず、ふるさと納税の人気商品と申しますか、返礼品は、大方予測はつくかと思いますが、やっぱり肉とか海産物とかそういった一次産品が多うございます。ここ最近ではちょっとコロナのいわゆる巣籠もり需要もあって、日用雑貨品とかキャンプ用品とかそういうところも出ているようですが、大体全国どこでもそうで、特に楽天ふるさと納税の場合は、ここと契約をいたしますとちょっとしたアドバイスももらえるんですね。だから、広告掲載もやみくもにお金をかけて載せてというのではなく、こういった専門的なところからやっぱりより波及ができるようにアドバイスももらえるというところでそういうところもメリットでございます。

○ 山口智也委員

そういったしっかり購買のニーズに合わせて出品していくというところをぜひお願いしたいなと思うのと、あと、ふるさとチョイスも楽天もそうなんですけれども、必ずホームページには使い道というのが記載されていますよね。今、四日市市では、ふるさとチョイスなんかですと、子育て、教育の推進とか、ものづくりのポテンシャルを高める、また、あと市長のお任せというところが記載されていますけれども、自治体によってはもっと具体的な事業を、こういうのに使いますよというのを示している自治体もあろうかと思うんですよね。四日市市でいくと、近々大きな近鉄四日市駅の周辺事業のこともありますし、

図書館の整備なんかもありますし、もうちょっと具体的にこういうのに使いますよということを示して、それに共感する全国の皆さんから、特に四日市出身の皆さんに四日市市が発展していくのであればという、そういう思いを抱いていただけるような具体的な事業をもっと掲載していくべきではないかなというふうに思うんですけれども、その辺りは改善はできないんでしょうか。

○ 荒木政策推進部長

政策推進部、荒木でございます。

委員おっしゃるのは実際にやっぱりアピールの仕方という点だと思います。取りあえず私も、大まかな施策でやっておるんですが、なぜかという、やはり財源充当するときに、財政のほうで、これは一般財源扱いになります。したがって、財源充当をなかなかし切れていないと。そうすると、どこに当たっておるのかよく分からないという面で、本当に事務的にこうやってしておるわけでございますが、ただ、委員おっしゃられたように、例えば中心市街地の中央通りの再編であるとか、そういったアピールの仕方というのは検討していく必要があるのかなという思いでございます。

以上でございます。

○ 山口智也委員

事務的な理由というのは分かるし、特化した財源を集めるというのはなかなか事務的に難しいというのは分かるんですけれども、そこをクリアしていけばもっと関心を集める材料になるんじゃないかなというふうに思うので、ぜひお願いしたいなと思っております。

そもそも、四日市市みたいなこういう都市は不利な事業だと思うんですけれども、収支差を極力縮めていくという努力はどうしても継続してやっていかないとしますので、大変なんだろうなと思いますけれども、ぜひご努力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ご意見でよろしいでしょうか。

他にご質疑のある委員の方はおられますでしょうか。

○ 加納康樹委員

もう端的に、課長、そして部長の覚悟のほどというのか言質を取りたいんですが。何かといいますと、いろいろ資料を見ていると、令和4年度の当初寄附受入れ見込額は6700万円、それに加えて約1.5倍の3500万円を楽天でということがここで明記されているので、令和4年度の寄附受入れは必ずや1億円を達するという宣言と受け取ってよろしいんですよ。

○ 秦政策推進部参事兼広報マーケティング課長

もう真剣に取り組むということでございますので、その覚悟で頑張りたいと思います。以上です。

○ 加納康樹委員

ですから、1年後の決算で必ずやその数値を見たいと思います。以上です。

○ 荒木政策推進部長

政策推進部、荒木でございます。

委員おっしゃられるように、真剣に取り組んでいきたいというふうに思っています、1億円を超えるような寄附額を目指して頑張っていきたいというふうに思います。

○ 伊藤嗣也委員長

加納委員、よろしいでしょうか。部長の強い決意があったと思います。

他の委員の方、ご質疑はございませんでしょうか。

なしというお声をいただきましたがよろしいでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、他にご質問もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

別段、討論もないようですので、これより分科会としての採決を行い、採決の後に全体会へ送るかどうかをお諮りいたしますので、よろしくお願いたします。それでは、ご異議なしと認めさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

反対表明もないため、簡易採決により行います。

議案第3号令和4年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中広報マーケティング課所管部分については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

最後に、全体会へ審査を送るべき事項について委員の皆様からのご提案がございましたらご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお声をいただきました。

それでは、全体会へ送らないことといたします。

[以上の経過により、議案第3号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中広報マーケティング課所管部分について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

理事者の入替えを行いますので、少しお待ちくださいませ。

それでは、これより財政経営部所管の議案の審査を行います。

まず、部長よりご挨拶をお願いします。

○ 松浦財政経営部長

本日、議案としましては、一般会計補正予算第3号及び第4号の歳入全般にわたる議案と、一般議案としまして、市税条例等の一部改正を予定しております。どうかよろしくご審査のほうをお願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

議案第3号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

第4条 地方債の補正

議案第16号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、予算常任委員会総務分科会として、議案第3号令和4年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般、第4条地方債の補正及び議案第16号令和4年度四日市市一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算の補正、

歳入全般について、一括して審査を行います。

それでは、資料の説明をお願いいたします。

○ 廣田財政課長

財政課、廣田でございます。

資料の説明をさせていただきます。

資料のほうは、204番、補正予算資料（歳入）、こちらをお開きください。こちらにつきましては、一般会計補正予算第3号の歳入全般の資料でございます。よろしいでしょうか。

めくっていただきまして、3ページに補正予算案の概要から再掲した歳入の部分について記載がございます。

歳入でございますが、款21の繰越金を除きまして、残りの各款につきましては、それぞれ歳出予算の特定財源でございます。このうち款19の寄附金につきましては、ふるさと納税に対する寄附金でございますので、市民税課の歳入として後ほど市民税課長より説明がございます。残りの一般財源といたしまして、款21の繰越金として、一般繰越金、令和3年度の決算剰余金を令和4年度の一般繰越金として繰り越す分の一部を今回収支差の調整分として計上しております。歳入の補正額の総額が10億3954万1000円となっております。こちらが歳入の予算でございます。

それから、その下に地方債の変更といたしまして、道路整備事業資金がございます。補正額が2880万円でございます。

一般会計補正予算第3号の歳入の説明は以上でございます。

続けて、第4号案の説明もさせていただきます。

資料のほうを切り替えていただきまして、119番の6月補正予算第4号案の概要のほうをお開きください。よろしいでしょうか。

こちらについては、追加上程分の補正予算でございます。

1ページ目から2ページ目に移っていただきまして、2ページ目の上段のほうに歳入がございます。こちらは歳入の款21の繰越金としてまた一般繰越金を計上してございます。歳出のほうは全て一般財源で措置しておりまして、その分の財源として収支差調整として一般繰越金6635万円を計上してございます。

歳入の説明については、併せまして以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

○ 清水財政経営部次長兼市民税課長

市民税課の清水でございます。

私からは一般会計補正予算歳入のうち寄附金の部分についてご説明申し上げます。

説明は、資料をお戻りいただくんですが、204補正予算資料（歳入）、令和4年6月市議会定例月議会、予算常任委員会資料、令和4年度一般会計補正予算（第3号）歳入の3ページをお願いいたします。款19寄附金、ふるさと応援寄附金でございます。

今回、広報マーケティング課におきまして、ふるさと納税のポータルサイトの増設を行うことに伴い、寄附の申込みが増えると見込み、補正を計上いたしております。新たにポータルサイトとして開設されますサイトへの寄附見込額を3500万円と算定しまして、補正を行うものでございます。補正額は3500万円の増額でございます。

積算の内容に関しましては、議案聴取会の全体会におきまして、森川議員から資料請求がございましたので、そちらの資料で説明をさせていただきます。

資料116、6月3日追加配付、令和4年度6月補正予算参考資料（第3号・追加分）、7ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

ふるさと応援寄附金の歳入につきましては、現行のポータルサイトであるふるさとチョイスに関し、寄附の実績等を基に、6700万円の当初予算の歳入を見込んでおります。今回ポータルサイトの増設による3500万円の補正予算額の積算の考え方を以下にまとめております。

（1）としまして、ふるさとチョイスの年間寄附見込額である6700万円を積算の基礎とする金額としております。

次に、（2）新たなポータルサイトの開始時期による調整でございまして、今年度4月から7月までは増設しておりませんので、この間の寄附見込額である1100万円を減じます。

次に、（3）では、ふるさとチョイスと増設サイト予定である楽天ふるさと納税との比較による調整部分を記載しております。まず、これまでの寄附の10%ほどを占めております納付書を使つての振込が楽天では利用できませんので、560万円マイナスとします。次に、これまでの寄附の17%ほどを占めております各種キャッシュレス決済、電子マネーや

QRコード決済が楽天で利用できませんので、952万円マイナスとします。次に、掲載される全国の返礼品の数が楽天はふるさとチョイスより10%ほど少ないので、掲載数の比率で560万円のマイナスと考えております。これらを合わせまして3528万円となり、(4)の補正予算要求を3500万円といたしました。

説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

それでは、説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がございましたら挙手にて発言願います。

○ 早川新平委員

前段で今これ、財政経営部のほうからこの話になったんやけど、ふるさと納税の関連で、一番上で増収効果が3500万円と予測しておるわけやろう。ふるさとチョイスと、それから楽天さん、行政としては幾ら払うのか。総額の内訳を教えてほしい。

○ 豊田市民税課課付主幹兼税務政策係長

市民税課、豊田でございます。

基本的にポータルサイト側からの利用料というのが、全国統一的に規定されておまして、ふるさとチョイスを運用しております株式会社トラストバンクに対しては、寄附金額に対して5%の手数料を支払っております。一方、楽天ふるさと納税を運用しております楽天に対しては、寄附金額に対して9%の利用料を支払うことになっております。

以上です。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

ふるさとチョイスさんは手数料として5%やね、返礼品の金額に対して、それとも寄附してもらったやつ。

○ 豊田市民税課課付主幹兼税務政策係長

市民税課、豊田です。

全国の方々からふるさと納税を四日市市にいただいた寄附金額に対して、ふるさとチョイスは5%、楽天は9%の利用料を支払うことになっております。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

これで最後にしますけど、やっぱりこういうサイトを使わんと全国に広まらんというのもあるんやろうけど、こういう部分で四日市市独自でということはできないのか。そういう商工会議所とかいろんなところとタイアップしてでも、四日市市独自というのはないのかな、できひんのかな。

○ 清水財政経営部次長兼市民税課長

四日市市独自の返礼品をとということでございましょうか。返礼品につきましては、返礼品を納めていただく業者さんとの調整にはなってきますけれども、独自色を出すような商品といたしますか返礼品につきましては、開拓は可能だとは思っております。

○ 早川新平委員

最後にします。考えたことはありますか。四日市市役所として手数料を5%あるいは今度楽天さんやと9%返すというのが、四日市市独自でやればそういう経費だけ、ただでさえすごい赤字やのに、まだここへ泥棒に追い銭みたいなことをするんかなと思ってさ。

○ 廣田財政課長

ご質問は、サイトの運営を四日市独自で、これだけ手数料を払うなら独自の販売のルートを考えられないかということなんですが、実際問題、幾らでもお金を積めば独自のインターネットサイト、販売サイトというのを構築することはできるとは思うんですが、ユーザーもついてきませんので、現実にはそういうことを検討したこともございません。実際には、既存の膨大なユーザーのついているサイトを利用するほうが結局安いですので、この自治体もそういう取扱いをしているものだと思ってございます。

以上です。

○ 早川新平委員

分かりました。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

他にご質疑のある委員の方はおられますか。なしでよろしいでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお言葉をいただきました。

討論もないようでございますので、これより分科会としての採決を行い、採決の後に全体会へ送るかどうかをお諮りいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、なしということでもよろしいですね。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、ご異議なしと認めます。

それでは、採決を行います。

反対表明もございませんので、簡易採決により行いたいと思います。

議案第3号令和4年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般、第4条地方債の補正及び議案第16号令和4年度四日市市一般会計補正予算

(第4号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

最後に、全体会へ審査を送るべき事項について委員の皆様からのご提案がございましたらご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお声をいただきました。

それでは、全体会に送らないということといたします。

[以上の経過により、議案第3号 令和4年度四日市市一般会計補正予算(第3号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般、第4条地方債の補正及び議案第16号 令和4年度四日市市一般会計補正予算(第4号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、以上で予算常任委員会総務分科会としての審査は終了いたしましたので、総務常任委員会に切り替えます。森委員にご入室いただきますので、しばらくお待ちください。

委員の皆様、ちょっと再開は午前11時でお願いできませんか。ちょっとすみません。

10:55休憩

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、続きまして、議案第4号四日市市税条例等の一部改正について審査を行います。

議案第4号 四日市市税条例等の一部改正について

○ 伊藤嗣也委員長

資料の説明をお願いいたします。

○ 清水財政経営部次長兼市民税課長

市民税課の清水でございます。よろしくお願いいたします。

資料でございますが、タブレット端末画面左側のホームをお開きください。次に、今日の会議内、総務常任委員会をお願いいたします。その中の104提出議案参考資料をご覧ください。こちらの資料で説明をいたします。5ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

内容につきましては、地方税法の一部改正に伴いまして、令和4年3月末に専決処分いたしました本年4月1日施行分を除く部分につきまして、市税条例の関係規定を整備しようとするものでございます。

今回の改正内容は、個人住民税、固定資産税、都市計画税に関する改正でございまして、合わせて5点ございます。

2、改正の主な内容の(1)個人住民税に関し3点の改正がございます。

まず、1点目は、①所得税に対する上場株式等の配当所得等に係る課税方式の一致に関してでございます。

こちらは、現在、上場株式等の配当等につきましては、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能となっております。所得税について、総合課税、申告分離課税、申告不要の三つの課税方式が選択でき、一方、個人住民税につきましても、総合課税、申告分離課税、申告不要を選択できるようになっております。これらに関しまして、金融所得課税につきましては、所得税と個人住民税が一体として制度設計されてきた経緯などを踏まえ、所得税と個人住民税の課税方式を一致させる改正が行われました。

課税方式の選択例をご覧くださいますと、改正前では、確定申告される方で総合課税を選択された方は、個人住民税においては、総合課税、申告分離課税、申告不要のうち、どれもご自身の判断で選択が可能でしたが、改正後は、所得税の確定申告において総合課税を選択されれば、個人住民税においては総合課税が適用されることとなります。

これらの措置は、令和6年度分の個人住民税から適用いたします。

6ページをお願いいたします。

次に、2点目としまして、②個人住民税に係る扶養親族等申告書における記載事項の追加に係る規定の整備でございます。

こちら、退職手当等につきましては、所得税では合計所得金額に含まれますが、個人住民税では合計所得金額に含まれないことから、所得税と個人住民税との間で合計所得金額に差異が生じます。このような前提がある中、市におきましては、配偶者控除や扶養控除等の適用を判定する際の配偶者等の合計所得金額につきまして、確定申告書や給与支払報告等の課税資料により把握に努めております。配偶者等が退職手当等を有する場合、給与所得者等が給与支払い者へ提出します扶養親族等申告書、こちらにその者の氏名を明記することとなりました。今回、地方自治体が個人住民税の賦課課税に必要な情報を確実に把握できるよう、規定を整備いたします。

次に、3点目としまして、③住宅ローン控除の見直しに伴う規定の整備でございます。

まず、住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除についてでございますが、所得税におきまして、住宅ローン控除が適用され、ローン控除の可能額、つまり住宅ローンの年末残高に対して所得税からまず控除されます。所得税だけでは控除し切れない場合におきましては、控除可能な限度額の範囲内で、個人住民税から控除するという制度になります。今回、所得税の住宅ローン控除におきまして、控除期間は最長13年間に見直され、適用期限が令和7年12月31日までの入居に見直されたことに伴いまして、個人住民税におきましても、控除期間及び適用期限を整備いたします。

次に、(2)固定資産税、都市計画税に関し2点の改正がございます。

まず、①DV被害者等が登記名義人である場合の固定資産課税台帳の記載事項証明書の交付及び閲覧の際に行う措置の改正でございます。

アでございますが、登記所から通知されますDV被害者等の住所に代わる事項の記載義務の創設がございまして、こちらは不動産登記法の改正によりまして、登記簿に登記される事項として新たに追加され、登記情報に係る通知事項が拡大をしております。具体的に

は、DV被害者等からの申出に基づきまして、市町村が行う固定資産課税台帳の記載事項証明書の交付及び閲覧の際、住所の記載に代わりまして、登記所から通知されましたDV被害者等の住所に代わる事項を記載しなければならないこととされました。通知されるのは、ダミーの住所、例えば弁護士事務所の住所でありますとか法務局の住所、支援団体の住所などを想定しておるようですが、そちらが表記されるとのことでございます。加えまして、本条例の改正の附則におきまして、四日市市税関係手数料条例につきましても、影響する規定を整理しております。

7ページをお願いします。

次に、イですが、現在既に行われておりますDV被害者等に対する措置の法令上での明確化でございます、固定資産課税台帳の記載事項証明書の交付及び閲覧の際、市町村において既に行われておりますDV被害者等に対する措置——これは住所の表記を削除するなどの措置でございますが——これにつきまして可能であるということが改めて法令上明確化されたことによる規定の整備でございます。

次に、②地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の特例割合の見直しについてでございます。

一定の範囲内におきまして、課税標準の特例割合を市町村の条例で定める地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例の見直しが行われたことによりまして、公共の危害防止のために設置されました下水道除外施設、これに対し固定資産税の特例措置の見直しを行うものでございます。

改正後の特例の内容としましては、公共の危害防止のために設置されました一定の下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準は、条例で定める特例割合を課税標準となるべき価格に乗じて得た額とするもので、10分7から10分の9の範囲で定めることができます。

ここで言います下水道除害施設ですけれども、公共用水域の水質保全及び下水道配管の保護のために設置するものでございまして、工場などの強酸や強アルカリの排水、45度以上の高温排水などの水質基準を超過した排水を、下水道除害施設にて水質基準に適合するよう除き、下水道に流すための施設となりまして、油や浮遊物質を除去する加圧浮上分離装置などがございます。

改正後は、令和4年4月1日から令和6年3月31日に取得された施設で、令和4年4月1日以後に供用が開始された公共下水道の排水区域内の工場等において設置するものが対象でございます、条例で定める割合は参酌基準である5分の4の割合といたします。

その他、他の法令等の一部改正に伴う項ずれ等の整理でございます。

説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより質疑に入ります。

ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言願います。

○ 山口智也委員

6ページの下から7ページの上の部分の固定資産税、都市計画税関係のDV被害者等に関する部分についてなんですけど、アとイとありますけれども、この変更点の目的はDV被害者の保護に関する部分なのかなと思うんですけども、改めて分かりやすくご説明いただければと思います。

○ 小森資産税課長

資産税課、小森でございます。

アのほうに関しましては、不動産登記法の改正によりまして、法務局への登記におきまして、DV被害者の住所に代わる事項というのを登記としてできるようになるということでございます。それに基づきまして、市町村へ通知がされますので、市町村におきましても、その通知に基づいた住所に関しまして証明を出すという形でございます。

イのほうでございますが、不動産登記法とは関係なく、現行もDV被害の支援措置が住民基本台帳法上出されている方につきましては、現行、市町村でも住所を隠す形で証明を出しておりますが、それは今までは運用としてさせていただいておったんですけども、それが今回法令上の根拠を得ることになって、そういうふうに行うことができるというふうになったという改正でございます。

以上です。

○ 山口智也委員

今の説明はここに書いてあるので分かるんですけども、その背景としてはDVの被害

者の保護を目的とするということですので理解をするんですけども、先ほどご説明で、運用としてはもう既に行っているということなので、これを改めて法規的に明記するということが理解をするんですけども、運用面で相談があった、申請があった場合は、こういった住所を削除するであるとか新たな別の住所を規定するというところの事務的な部分もミスなくきちんと確実にやっていくという仕組みがきちんとできているのかということを確認したいんですけども、その辺りは確実にできているのでしょうか。

○ 小森資産税課長

現状、市民課のほうへ住民基本台帳法上の支援措置、本人さんから支援措置の申請がございまして、それに基づきまして、市のほうで住民台帳とか税システムとか、それに用いる宛名システムというのを使っているんですけども、そこに入力がされまして、それが一目で分かるような形になっておりますので、そのシステムに基づいて保護を実施させていただいているということでございます。

○ 山口智也委員

仕組みとしてはそれで十分であればいいんですけども、やっぱり人の命に関わってくるような運用になってくるので、例えばダブルチェックがしっかりできているのかというところはどうかなのでしょう。

○ 小森資産税課長

資産税課に関して言いますと、例えば、窓口の名寄帳の申請に来られるとか証明書を取りに来られるというようなことが想定されるんですけども、その際に、本人確認というのを徹底させていただきまして、運転免許証等で本人確認をさせていただいて、細心の注意を払って、被害者の方にご迷惑をかけないような形で運用をされているという状況でございます。

○ 山口智也委員

とにかく事故のないようにしっかり運用を進めていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

他にご質疑のある委員の方はおられますか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお声をいただきました。

他にご質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

討論もないようですので、これより採決を行います。

別段、反対表明もないため、簡易採決により行います。

議案第4号四日市市税条例等の一部改正については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第4号 四日市市税条例等の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

理事者の入替えがございますので、委員の皆さん、少々お待ちください。ありがとうございました。

11:12 休憩

11:16 再開

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、再開いたします。

それでは、これより政策推進部の報告事項として、新型コロナウイルスワクチン接種事業についてを議題といたします。

資料の説明をお願いいたします。

○ 岩倉新型コロナウイルス感染症対策室長

新型コロナウイルス感染症対策室室長の岩倉です。よろしくお願いいたします。

まず、資料ですが、タブレット画面の左上のホームをクリックしてください。今日の会議を開いてください。総務常任委員会、分科会を開いてください。その中の001政策推進部資料をお願いします。資料の13ページをお願いします。

私からは、新型コロナウイルスワクチン接種事業について報告させていただきます。

まず、資料の項目1の4回目接種についてご説明させていただきます。

(1) にあります4回目接種の対象者等についてご説明いたします。

まず、対象者は、60歳以上の方、それから18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方その他重症化リスクが高いと医師が認める方。基礎疾患を有する場合もあります

それから、接種間隔は、3回目の接種から5か月以上たってからです。

使用できるワクチンは、ファイザー社製のワクチン及び武田モデルナ社製ワクチンとなっております。

事業期間は、現時点では令和4年9月30日となっております。新型コロナウイルス感染症を取り巻く情勢などによりましては、国から延長を示される場合もあるかと思えます。

続いて、(2) 4回目接種の接種券の送付ですが、本市では、60歳以上の方は3回目接種から5か月经過した方に接種券をお送りすることとしており、その発送スケジュールに

つきましては次の表の記載のとおりです。第1回目を先週の木曜日、6月16日に発送しております。

18歳以上60歳未満の方につきましては、基礎疾患自己申告書を提出していただくことにより、この提出があった方については申請書を提出いただいたタイミングにもよりますが、7月13日からの発送を予定しております。

次に、(3)についてです。

接種は、協力医療機関で行う個別接種と市が設置する集団接種会場で行う集団接種があります。予約は、個別接種は各医療機関に直接、集団はウェブでの予約またはコールセンターになります。

2、予算の措置についてご説明いたします。

令和4年度当初予算は、18歳以上の市民に3回目接種の機会を提供するために必要となる事業と他の事業を併せて費用を計上したところですが、その後、国から2回目接種と3回目接種との接種間隔が短縮される、あるいは3回目接種は一部前倒しで令和3年度に執行となったことや、3回目の接種率が5月末までで55%程度にとどまっていることなどから、現時点での予算の執行見込額を下記のとおりとしております。

当初予算約21億900万円、本年度の3回目接種等の執行見込額が約13億円、その費用を引きますと8億900万円、これらから新たに開始する4回目接種に必要な費用を含めて、計算したのが4回目接種に必要な経費、これが約7億200万円、これらから新たに開始する4回目接種に必要な経費も含めて、その費用を当初予算で賄える見込みとなるため、既決の予算にて対応したいと思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言願います。

○ 山口智也委員

せっかくなので教えてください。

3回目接種が5月末で四日市では55%程度ということなんですけど、全国的には大体ど

の程度でしょうか。資料をもらっているかも分かりませんが、改めて。

○ 岩倉新型コロナウイルス感染症対策室長

6月16日時点になりますが、全国では3回目接種が終わっているのが60.47%、四日市市は56.45%になります。

○ 山口智也委員

ちょっと全国に比べると少しだけ低いですが、特に若い世代がやっぱりなかなか打ってもらえていないということだと思えるんですけど、特にやっぱり若い世代にもっと3回目接種を働きかけていく必要があると思えるんですけど、働きかけた結果、若い世代の接種率が少し上がってくると、それでも既決予算で対応することというのは可能なのでしょうか。

○ 岩倉新型コロナウイルス感染症対策室長

新型コロナウイルス感染症対策室、岩倉です。

資料にお示しいたしましたとおり、できるものとして積算をしております。

○ 山口智也委員

今55%程度でずっと推移していくという、そういう流れの中で既決予算でいけるということだと思えるんですけど、もう少し働きかけを強めていって、もう少しぐっと上がってくると、そこはまたもし足らなくなったら別のまた補正予算で対応していただくということになるんですか。

○ 須藤政策推進部参事

新型コロナウイルス感染症対策室、須藤でございます。いつもお世話になっております。よろしく願いいたします。

今、山口委員のほうからご指摘いただきました、今後接種率が増加してきた場合というところで、現段階でも当然接種率が上がった場合にはご対応させていただける予算ということと理解しております。

ただ、今後、先ほど室長からもご説明させていただいたとおり、例えば、今は実施期間

が9月までとなっておりますが、それが延びる、それから接種率もということであれば、当然予算のほうのお願いもという形でさせていただき予定でございます。

以上でございます。

○ 山口智也委員

夏場はしばらくこういう推移でいくと思うんですが、また秋冬になると振り返ってくる可能性も高いですので、特にやっぱり若い世代への働きかけというのをさらに強めていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ご意見でよろしいですか。

○ 森 康哲委員

使用ワクチンで、武田モデルナとファイザー社製と2種類採用していただいていると思うんですけども、集団接種で武田モデルナ、個別接種でファイザーというすみ分けを今までやられて、これは4回目も変わらないというのでよろしいでしょうか。

○ 須藤政策推進部参事

委員から今ご指摘いただいたとおり、そのような形で今現状進めさせていただきたいと考えております。

○ 森 康哲委員

3回目の接種の折に、副反応が出る人と出ない人として、その関係でどちらかに偏ったとかそういう現象というのは見られたのか見られないのか、どっちのほうに人気があったのかとか、そんなふうな話があるのか、ちょっと確認したいんですけど。

○ 須藤政策推進部参事

本当に委員が今ご指摘いただきましたとおり、最初にファイザー社製がたくさん入ってまいりまして、1、2回目の8割方をファイザー社製でスタートしておりますので、そこ

へ途中で武田モデルナのワクチンの副反応が強く出たり、10代、20代の男性の方に心筋炎が起きるといようなことも国からも情報が入ってまいりましたので、やはりファイザー社製のほうが接種の枠としては、予約は埋まりやすいというところで、今、医師会さんのほうにファイザー社製のほうを医療機関でお願いしておりますが、そういった状況がございます。

○ 森 康哲委員

そうすると、4回目接種においてもそういう傾向はあるのかなと思うので、ワクチンを仕入れる段階で国からどれぐらいの比率でというのがあると思うんですね。どちらかに偏ってしまうと、せっかく用意したワクチンが、予約が埋まらない場合も出てくると思うので、その辺の他の市町との融通のし合いというのはあるんですかね。

○ 須藤政策推進部参事

本委員がよくご存じのとおり、そういう市町との融通というのもございます。

ただ、四日市市もやはりファイザーの人気が高いですので、ファイザーの割合を増やして、当然そういった見通しも立てながら接種を進めていきたいと考えております。

○ 森 康哲委員

ぜひ、市民の方の周知も含めてですけれども、安全に打っていただく、これが一番基本だと思いますので、国産ワクチンの動向もやはりあると思うので、その辺のアンテナをしっかり張っていただいて、市民の期待に応えられるような素早い接種の体制をお願いしたいと思います。これも要望でお願いします。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしくお願いたします。

他にご質疑のある委員。

○ 加納康樹委員

1点教えてほしいとっていることがあります。

集団接種会場予定となっておりますけど、その中で、7月に総合会館が入っているんです

けど、期日前投票所との動線の分けというのはどんな感じなのでしょうか。

○ 須藤政策推進部参事

期日前投票所は1階で開設をさせていただきますので、総合会館はふだん母子の健診で使っております5階に会場を設営しておりますので、会場が重ならないような、それから駐車場への配慮等も選挙管理委員会と調整をしながら準備を進めております。

○ 加納康樹委員

具体的に駐車場の配慮ってどんなことをされるんですか。

○ 須藤政策推進部参事

駐車場のほうは、やはりワクチンの会場と、それから期日前の会場と、接種日は若干7月の初めは集団接種ができなくて中心が第2週ぐらいからになっていくんですが、日曜日に始まってまいりますので、期日前は前日の土曜日までになっていますので、土曜日の時点できちっと駐車場、ワクチンはこちらですというようなご案内を順次させていただくということで、重なりのないような、それから駐車場のご案内等はきちっとできるように準備を進めております。

○ 加納康樹委員

逆に分からなくなったけど、結局、重ならないということですか、日程が。

○ 須藤政策推進部参事

そうです。ちょっと日程も調整しております。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

他にご質疑のある方。

○ 早川新平委員

3回目56%って、森委員が指摘したような副反応の怖さと、それからワクチンの有効性

というのに、国民にだんだん疑義が生じてきているというのと、副反応は、2回目、3回目のときに非常に重たい、重症になっている方は私の周りで2人知っているんやけど、2か月、3か月とって、極端な話、寝たきりになって、そういう方はもう絶対打たないと思うし、今の社会背景から見たら、この広がりやったら僕は、4回目は接種率が50%を下手したら切るのかなというところ、それは、市民のワクチンに対する信頼性の薄れというのが必ずあると思うんですよ。それであるならば、市として、これは国策やで、副反応とかそういったものの広報の在り方というのは、四日市独自ではできるんですか。

○ 須藤政策推進部参事

早川委員からご指摘いただきましたその点については、まさにそういう副反応のご相談もいただいています。周知というか情報に関しましては、やはり市単独でというのは難しいので、こちらも国や県からの情報をまずきちっとお伝えする。それから、副反応等がございましたら、やっぱり困ってみえる方は適切に相談につなげていけるような、県がそういった窓口を、国のほうからも県で設営というようなところも出ておりますので、そういったところへ適切につなげていただいて、お困りのないようには対応していきたいと考えております。

○ 早川新平委員

これは国策やで四日市の担当の部局に言ってもできることとできやんことがあるので、本当に難しいところがあるんやろうけれども、ワクチンを多分90%ぐらいの量は確保しておるんやろうと思うんやけれども、廃棄量とかそういうことを考えていくと、事前に、去年の1回目というのは電話がつながらんって物すごい苦情があったのが、今はもうガラガラなので、だから、そここのところで、国と連絡を取って、市民の方には正確な情報もやっぱり伝えるのも使命かなとは思っているので、そここのところで頑張っていたきたいなど。意見だけで。

○ 伊藤嗣也委員長

ご意見、よろしく申し上げます。

他にご質疑のある委員の方はおられますか。

いいですか。1点ちょっと確認させてください。

(2) の下の丸ですけど、18歳以上60歳未満の基礎疾患の方なんですけど、申請期間が6月6日から17日、ただ、申請は継続ということはいつ頃までか。

○ 岩倉新型コロナウイルス感染症対策室長

新型コロナウイルス感染症対策室、岩倉です。

一旦6月17日にさせていただいたのは、早めに出していただきたいといいますか、それもあって一旦切っているところがあって、随時、必要な限り続けていく予定としております。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

他によろしいでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

他に質疑もないようでございますので、本件についてはこの程度といたします。

報告事項は以上となります。お疲れさまでございました。ありがとうございました。

その他事項の6番についてでございますが、委員の皆さんに申し上げます。冒頭で行わないとなりましたので、飛ばさせていただきます。

それでは、7番、中長期テーマについてですが、冒頭でもお伝えいたしました、皆様ご承知のとおり、本年度は委員任期の2年目であり、令和3年度の二つのテーマは委員会としては一旦終結しております。

令和4年度の共通の調査テーマを設定するかどうか、また、設定するテーマについてご意見のある方は挙手願います。

テーマを設けるか設けないかでございますが、よろしいでしょうか。

○ 樋口龍馬委員

中長期を設けるかどうかというのは、今ある程度ということなんですけど、この後に係る、

例えば視察に行くのか行かないのかとかで、もし行くとすれば、所管事務調査も広げていかなきゃいけないでしょうし、あえて今定めずにやられたほうがいいのかと個人的には考えております。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

ただいま樋口委員のほうからご意見で、私も、例えばですが、今年度については、共通の調査テーマは設定せず、所管事務調査の項目についてはその都度皆様にお諮りをさせていただくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

それでは、休会中の所管事務調査につきましてでございますが、実施したい項目がございましたら、ご意見承りたいですが。

○ 山口智也委員

防災関係なんですけれども、先日中村久雄議員の一般質問だったと思うんですが、ハザードマップを統合していく、何かそういった取組を今現在やっているということですので、その辺りの最新情報を勉強させてもらえればなというのと、その中でどういった項目を盛り込んでいくべきなのかとか、ハザードマップを使った訓練の在り方とか、その辺りをまた勉強させてもらえればなというのと、ハザードマップに加えまして、タイムラインの取組を四日市でも公助の部分でやっているのかなと思うんですが、それ以外で共助、地域の取組としてタイムラインの取組をやっている自治体がありまして、特に高齢者とか障害者の方をどう避難させていくのかというのをタイムラインも活用しながら、地域と一緒にそういう計画をつくっているという取組があるので、その2点、ハザードマップとタイムライン、特に地域とのコミュニティータイムラインというらしいんですけれども、そういったものを取り扱っていただきたいなというのはあります。皆さんの調整の中で。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

他にご意見はございますでしょうか。

○ 森 康哲委員

山口委員のやつに賛成で、もしそれをやっていただけるなら、津波避難ビルの現状調査を資料として出していただけると、今後、よりハザードマップの中での位置づけ、地域の中で、以前指定したままになっていて現状も使えるのかどうか、また、指定避難所の表示が正しいのかどうかとか、そういうのをちょっと調べたいので、資料としてお願いしたいなど。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

他にございますでしょうか、ご意見、よろしいですか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

いずれにしても防災関係の3点を頂戴したわけですが、そうしますと、所管事務調査は行うという方向でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

日程なんですけど、日程がもう決まっております、一つしかなくて、令和4年7月25日の午後1時30分からと……。

(発言する者あり)

○ 伊藤嗣也委員長

事務局、ちょっと発言をお願いします。

○ 川合議会事務局主事

事務局、川合でございます。

ちよつとこの後のお話とも関連するんですが、年間予定で押さえていただいている7月27日から29日の間の視察なんです、この日程では、正副委員長としては、行政視察を行わずに、1月の年間計画のほうでできれば行ってはどうかというご提案を今、予定をしております。ですので、皆さんご都合がよろしければ、日程自体は取れるのかなと思いますが、ちよつと予定を確認しておりますが、可能そうなのが28日の午後、あるいは29日、丸1日空いてそうですので、この辺りで検討いただければどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員長

7月25日か28日もしくは29日でどうでしょうかということによろしいでしょうか。

委員の皆様、ご意見、皆さん、ご予約等含めまして、どうでしょうか。

28日か29日の午後1時半、どちらが皆様、この場で決めさせていただきたいんですが。

(発言する者あり)

○ 伊藤嗣也委員長

28日の午後1時半でよろしいでしょうか。皆さん、大丈夫ですか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでもろしくお願いいたします。

事務局、どうぞ。

○ 川合議会事務局主事

事務局、川合でございます。

今から所管事務調査の対象になる部局のほうに当たらせていただきますので、そちらの都合とも併せて調整させていただいて、その結果を皆様にお伝えさせていただくような形でよろしいでしょうか。

(発言する者あり)

○ 伊藤嗣也委員長

理事者のほうとの調整は事務局のほうでやっていただきます。のっぴきならん用事があった場合は、また皆様に無理を言うて29日に変更をお願いするかも分かりませんが、今のところ、28日で調整をしていただくということでご理解ください。

それでは、内容につきましては、防災のハザードマップ、タイムラインの関係、それから森委員のほうから津波避難ビルの資料ということやったんですけど、それはどういたしましょう。

○ 森 康哲委員

現状分かっている範囲でいいです。

○ 伊藤嗣也委員長

それも入れるということで、それならその辺で、一応三つの内容……。

○ 山口智也委員

タイムラインの部分はコミュニティータイムラインということで、茨城県の取手市がそういう取組をやっているみたいなので、資料ももしよかったら。

○ 伊藤嗣也委員長

山口委員からの資料の入手をよろしくお願いいたします。入手するように、事務局のほうに依頼をかけましたので。

他にこういう資料とか、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

後からのちょっと話と関連してまいりますので。

そうしましたら、進めさせてください。管内視察についてでございますが、他の委員会が現在のところ実施する予定がないと聞いておりまして、総務常任委員会といたしましても、特に皆様からご提案がなければ、管内視察についてはもう実施しないというふうを考えておるのですがいかがでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

次に、先ほどのご提案に関係して、行政視察でございますが、総務常任委員会といたしましては、年間予定で定めております1月23日から25日で行政視察の枠は取っておりますので、実施させていただきたいと考えております。正副委員長で行き先の案を、今委員の皆さんからいただく前の案でございます、防災関係ですが、それをちょっとお配りさせていただいて、先ほどご意見いただいた案も相手先の受入れが可能かどうかということも調整せなあきませんので、事務局のほうで調査をかけたいと思います。

横に線が引いてあるところは、今のところ駄目というところでございますが、横棒が引いてないところは今のところはオーケーというやつです。ただいま山口委員からご意見をいただいたところについても、所管事務調査を行うわけで相手のほうに確認は取ると思うんですが、事務局、その辺はそれでいいですか。

○ 川合議会事務局主事

失礼いたしました。今お配りさせていただいた資料ですが、横棒が引いてあるのは、委員長さっきおっしゃっていただきましたけれども、現時点で視察の受入れを新型コロナウイルス感染症の関係で中止をしているところというところでございます。ここ、一応正副委員長案としてお出しいただいたものでございまして、正副委員長としては、災害からの復興というところ、主に水害のところでは上げさせていただいております。長野県のほうは

千曲川の氾濫がありましたのでその関係のところ、熊本県は熊本の震災からの復興というところ、岡山県倉敷市は真備町の水害がございましたのでその復興状況について、ほか、近隣のところで防災関係で提案してはどうかというところでもございました。

東日本の3番、4番については、委員長から災害時の遺体の収容について重要な課題であるということで、候補で出させていただいております。

山口委員からご提案いただきました場所につきましても、候補先として、まだ1月のところでもございますので、これから受入れ可能かどうか確認を行っていきたいと思います。

○ 伊藤嗣也委員長

委員の皆さんに申し上げます。先ほどご提案いただいた場所も確認を事務局のほうで取らせていただいた上で、皆様とまたご協議をさせていただき、行き先を決めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

日程なんですけど、日程だけはちょっと、寒いんですけど、この日でも皆さんご了解いただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○ 早川新平委員

ちょっと聞くんですけど、例えばこれ、7月とか8月とかは前倒しはできやんのかな。一つの理由としては、今、新型コロナウイルス感染症が落ち着いておるので、行くなら今やろうなど。冬場やったらちょっとどうなるか分からんのでという、意見というか質問。

○ 川合議会事務局主事

事務局、川合でございます。

年間計画をざっと見て、3日間の予定が取れるのは年間計画で押さえていただいているこの期間となります。あとは、議員政策研究会とか特別委員会の予定が先に入っていたりしますので、3日間まとめて取るのは難しいというところでもございます。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

なるだけ皆さん全員が行ける日となるとこれしかないというふうに聞いておりますので、ご了解ください。

そちらのほうは調整させていただいて、また委員会のほうで都度皆様とご協議させていただくということで、よろしく願いをいたします。

それで、次ですが、8月定例会議会、議会報告会、シティ・ミーティングについてですが、日程及び会場については各常任委員会において決定することが議会運営委員会で確認されております。日程につきましては、議会運営委員会で示された案のとおり、10月18日火曜日午後6時30分からとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

次に、開催場所についてでございます。

南部ブロック東、中部、常磐、日永、塩浜、楠、河原田のうちから決定したいと思えます。開催会場につきましては、直近の開催から一番遠ざかっているといえますか、楠地区市民センターで開催したいと思えますが、よろしいでしょうか。

ちなみに、前回から間が空いておるのは、楠地区が平成30年の8月からやっていない、それから、河原田地区は令和元年の8月から行われていないということが理由でございます。一番遠ざかっている楠地区で行いたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

では、開催場所は楠地区市民センターでさせていただきます。

なお、7月4日月曜日18時30分から6月定例会議会の議会報告会、シティ・ミーティングを総合会館8階視聴覚室で行いますが、常任委員会からは正副委員長のどちらかが1名出席することとなっております。本年度は、正副が交代で出席させていただこうと考えて

おりますので、今回、総務常任委員会からは、井上副委員長にご出席をいただきますので、ご報告をさせていただきます。また、他の委員につきましては、任意となっております。参加をご希望される委員は7月1日までに事務局までお申出ください。よろしいでしょうか。

○ 樋口龍馬委員

今の出席についてはいいんですが、ごめんなさい、戻らせていただいて、楠地区市民センターで決定もいいんですが、ワイ！ワイ！G I K A I っていつするんだっけ。

○ 川合議会事務局主事

まだ現在のところ未定となっております。

○ 樋口龍馬委員

はめる時期はこの時期ですよ。だから、ワイ！ワイ！G I K A I の状況によっては、今、通常のものを行うのであれば楠地区市民センターって決めておけばいいと思うんですけど、ワイ！ワイ！G I K A I が入った場合は変更があるということだけ確認しておいてもうたら、いかがですかね。

○ 伊藤嗣也委員長

事務局、その辺は。

○ 川合議会事務局主事

そのような形で皆さんでご確認いただければそれでよろしいかと思えます。

○ 伊藤嗣也委員長

では、委員の皆さん、それで、樋口委員の提案でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

以上で全ての項目は終了いたしました。他に委員の皆さんから何かございませんでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

委員長報告、分科会長報告につきましては正副にご一任いただいでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

よろしく申し上げます。

それでは、会議を終了いたします。お疲れさまでございました。どうもありがとうございました。

11 : 52 閉議